

令和2年3月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案            1 4 件    (うち補正4件)

条 例 案            1 8 件

単 行 案            1 0 件    (うち人事案1件)

報   告                4 件

---

以   上                4 6 件

3月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第15号 豊橋市職員定数条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員定数の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区 分	改正後	改正前	増減
市長の事務部局の職員	2,920人	2,849人	71人
水道事業及び下水道事業管理者の事務部局の職員	180人	179人	1人
監査委員の事務部局の職員	8人	9人	▲1人
教育委員会の事務部局等の職員	208人	201人	7人
<b>職員定数</b>	<b>3,694人</b>	<b>3,616人</b>	<b>78人</b>

(令和2年4月1日から施行)

議案第16号 豊橋市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(行政課)

地方自治法の一部改正（平成29年法律第54号。平成29年6月9日公布）等に伴い、市長、職員等の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について定めるため、新たに条例を制定するもの

- 市長、職員等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額に次の表のそれぞれの区分に応じた数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責とする。

区 分	数
市長	6
副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は水道事業及び下水道事業管理者	2
上記以外の市職員	1

(令和2年4月1日から施行)

地方税法に基づいて法定の目的税である入湯税を徴するに当たり、その納税義務者、税率等について条例で定める必要があるため、現行条例の一部を改正するもの

1 入湯税

(1) 入湯税の創設

入湯税について次のように定める。

ア 納税義務者は、鉱泉浴場に入湯した入湯客とする。

イ 次に掲げる者に対しては、入湯税を免除する。

(ア) 年齢 12 歳未満の者

(イ) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(ウ) 住民の福祉又は健康の増進を図るために市等が設置する施設における浴場に入湯する者

(エ) 学校教育の一環として行われる行事に参加する場合において入湯する者

ウ 税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。

エ 徴収は、特別徴収の方法とする。

オ 特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とし、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る必要事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

カ 特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、その帳簿をその記載の日から 1 年間保存しなければならない。

キ カの帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかった場合は、特別徴収義務者に対し、5 万円以下の過料を科する。

(令和 2 年 6 月 1 日から施行)

(市民課・建築指導課・財政課)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。令和元年5月31日公布）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正（経済産業省令・国土交通省令第3号。令和元年11月7日公布）等に伴い、手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 通知カード再交付手数料

(1) 通知カードが廃止されることに伴い、通知カード再交付手数料を削除する。

2 低炭素建築物新築等計画認定及び変更認定並びに建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び変更認定の申請手数料

(1) 共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法が加えられたのに伴い、共用部分の計算がある場合のみ手数料を加算することを明確化する。

3 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請手数料

(1) 一戸建ての住宅及び共同住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量の算出について、固定値を用いた簡易な評価方法が加えられたのに伴い、従来の手数料に係る事務に当該評価方法による基準に係るものを加える。

(2) 2(1)と同様に明確化する。

(令和2年4月1日から施行。ただし、1は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行)

(教育政策課・学校教育課)

地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の規定に基づき、豊橋市立の小学校において、イマージョン教育を行う教員の給与等に関する事項について規定するため、新たに条例を制定するもの

## 1 市費負担教員に関する給与等

## (1) 給与

給料及び教職調整額	給料表に基づく給料月額に教職調整額（当該月額の100分の4に相当する額）を加えた額を支給する。
特殊勤務手当	著しく特殊な勤務であって、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものとして規則で定める勤務に従事した場合に、特殊勤務手当として日額16,000円を超えない範囲内で規則で定める額を教員特殊業務手当を支給する。
義務教育等教員特別手当	職務の級及び号給の別に応じて、月額8,000円を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。
その他	上記のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当については、豊橋市職員給与条例等に基づき支給する。

## (2) 時間外勤務

時間外勤務を命ずる場合は、臨時又は緊急にやむを得ない必要があつて政令で定める業務に従事するときに限るものとする。

## (3) 給与条例等の適用関係

県費負担教職員との権衡上必要と認められる限度において、豊橋市職員給与条例等の規定の適用について必要な調整を行うことができる。

(令和2年4月1日から施行)

議案第20号 豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

吉田方地区市民館の改修に伴い、館内の室名を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○室名の変更

改正後	改正前
第1多目的室	第1和室
第2多目的室	第2和室

(令和2年4月5日から施行)

議案第21号 豊橋市少年愛護センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(こども未来政策課)

少年愛護センターの機能をこども若者総合相談支援センターに移転することに伴い、現行条例を廃止するもの

(令和2年4月1日から施行)

(「文化のまち」づくり課)

穂の国とよはし芸術劇場の利用料金の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○利用料金の限度額を変更する部屋等

区分		時間		午前	午後	夜間	全日
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
主ホール等	主ホール	平日	円	27,900 【23,100】	円 41,300 【34,200】	円 53,900 【44,600】	円 123,100 【101,900】
		日曜日、土曜日及び休日		37,300 【30,800】	53,600 【44,600】	68,400 【54,800】	159,300 【130,200】
	楽屋A101			400 〈変更なし〉	600 【500】	600 【500】	1,600 【1,400】
	楽屋A102、A103、A104、A105			400 〈変更なし〉	700 【600】	700 【600】	1,800 【1,600】
	楽屋A201、A202、A203			1,300 【1,100】	1,800 【1,500】	1,800 【1,500】	4,900 【4,100】
アトスペース等	アトスペース	平日		8,300 【6,900】	12,500 【10,400】	15,400 【12,800】	36,200 【30,100】
		日曜日、土曜日及び休日		12,400 【8,700】	18,700 【12,800】	22,600 【15,100】	53,700 【36,600】
	楽屋B202			600 【500】	800 【700】	800 【700】	2,200 【1,900】
創造活動室A				5,500 【4,600】	8,500 【7,100】	9,500 【7,900】	23,500 【19,600】
創造活動室B				2,700 【2,300】	4,200 【3,500】	4,700 【3,900】	11,600 【9,700】
創造活動室C、D				1,300 【1,100】	2,000 【1,700】	2,200 【1,900】	5,500 【4,700】
創造活動室E、F、G	平日			1時間につき600円【500円】 (午後6時から午後10時までは、1時間につき1,200円【1,000円】)			
	日曜日、土曜日及び休日			1時間につき1,200円【1,000円】			
研修室(大)				2,500 【2,100】	3,300 【2,800】	3,300 【2,800】	9,100 【7,700】
研修室(小)				1,600 【1,400】	2,200 【1,900】	2,200 【1,900】	6,000 【5,200】
共用スペースの占用利用				1㎡当たり1時間につき9円【8円】			

【 】内は現行

(令和3年4月1日から施行)

議案第 2 3 号

豊橋市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

(こども家庭課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 2 6 号。令和元年 6 月 7 日公布）により、児童福祉法の一部が改正されたこと等に伴い、放課後児童支援員の資格要件について規定するため、現行条例の一部を改正するもの

- 放課後児童支援員の資格要件について、省令による従うべき基準の参酌化及び経過措置の終了に伴い、省令に規定する研修を修了していない者であっても、速やかに修了予定であれば放課後児童支援員とみなす規定を加えるもの

(令和 2 年 4 月 1 日から施行)

議案第 2 4 号

豊橋市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(こども家庭課)

子ども医療費の助成対象者の範囲を拡大するため、現行条例の一部を改正するもの

- 入院に係る助成対象者の範囲の拡大

改正後	改正前
1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者	1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者 (中学校 3 年生まで)

※ 通院に係る助成対象者の範囲は変更なし (中学校 3 年生まで)

(令和 2 年 1 0 月 1 日から施行)



議案第 2 5 号

豊橋市旅館業法施行条例及び豊橋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(生活衛生課)

公衆浴場における衛生等管理要領等について(厚生労働省通知)が改正されたことに準じて、衛生措置等の基準を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

1 豊橋市旅館業法施行条例の一部改正

(1) 浴槽水の遊離残留塩素濃度の基準を改める。

改正後	改正前
通常1リットルにつき0.4ミリグラム程度	1リットルにつき0.2ミリグラム以上

2 豊橋市公衆浴場法施行条例の一部改正

(1) 浴槽水の遊離残留塩素濃度の基準を1(1)と同様に改める。

(2) 浴槽水の水質基準項目に、有機物(全有機炭素(TOC)の量)を加え、その基準を1リットルにつき8ミリグラムを超えないこととする。

(令和2年7月1日から施行。ただし、2(2)は、同年4月1日から施行)

議案第 2 6 号

豊橋市食品衛生条例の一部を改正する条例

(生活衛生課)

食品衛生法の一部改正(平成30年法律第46号。平成30年6月13日公布)等に伴い、公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削除するため、現行条例の一部を改正するもの

○ HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の法制度化に伴い、1年間の経過措置を規定した上で公衆衛生上講ずべき措置の基準について定める規定を削除するもの

(令和2年6月1日から施行)

議案第 27 号

豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

(環境保全課・廃棄物対策課)

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(平成31年環境省令第4号。平成31年1月28日公布)の施行に伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 産業廃棄物処理施設等の設置に係る事業計画書に記載する事項について、自然由来等土壌利用施設に係るものを明記するもの

(公布の日から施行)

議案第 28 号

豊橋市病院事業の設置等に関する条例及び豊橋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(市民病院管理課・上下水道局総務課)

地方自治法の一部改正(平成29年法律第54号。平成29年6月9日公布)により、条例で引用する法の条が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和2年4月1日から施行)

(国保年金課)

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

## 1 税率の改定

区 分		税 率	
		改 正 後	改 正 前
基礎課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.48	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.52
	被保険者均等割額	被保険者1人について 18,800円	被保険者1人について 18,200円
	世帯別平等割額 ( )内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 28,200円 (14,100円) (21,150円)	1世帯について 30,300円 (15,150円) (22,725円)
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.44	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.49
	被保険者均等割額	被保険者1人について 6,800円	被保険者1人について 6,700円
	世帯別平等割額 ( )内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 10,100円 (5,050円) (7,575円)	1世帯について 11,000円 (5,500円) (8,250円)
介護納付金課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.14	基礎控除後の総所得金額等の 100分の1.89
	被保険者均等割額	被保険者1人について 7,900円	被保険者1人について 7,000円
	世帯別平等割額	1世帯について 8,400円	1世帯について 8,200円

※ 特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者）が属する世帯で国民健康保険の加入者が1人のみである世帯のうち、1年目から5年間を特定世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の2分の1が減額され、6年目から3年間を特定継続世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の4分の1が減額される。

## 2 国民健康保険税の軽減金額の改定

軽減割合		軽減額					
		基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額	
		被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平等 割額 1世帯につ いて ( )内上段は 特定世帯、 下段は特定 継続世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平等 割額 1世帯につ いて ( )内上段は 特定世帯、 下段は特定 継続世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて
7割	改正後	13,160円	19,740円 (9,870円) (14,805円)	4,760円	7,070円 (3,535円) (5,303円)	5,530円	5,880円
	改正前	12,740円	21,210円 (10,605円) (15,908円)	4,690円	7,700円 (3,850円) (5,775円)	4,900円	5,740円
5割	改正後	9,400円	14,100円 (7,050円) (10,575円)	3,400円	5,050円 (2,525円) (3,788円)	3,950円	4,200円
	改正前	9,100円	15,150円 (7,575円) (11,363円)	3,350円	5,500円 (2,750円) (4,125円)	3,500円	4,100円
2割	改正後	3,760円	5,640円 (2,820円) (4,230円)	1,360円	2,020円 (1,010円) (1,515円)	1,580円	1,680円
	改正前	3,640円	6,060円 (3,030円) (4,545円)	1,340円	2,200円 (1,100円) (1,650円)	1,400円	1,640円

## 3 適用時期

令和2年度分の国民健康保険税から適用

(住宅課)

民法の一部改正（平成29年法律第44号。平成29年6月2日公布）に伴い、敷金を滞納家賃等の弁済に充てることを明確化する等、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 敷金

入居者が家賃等を支払わない場合、敷金を滞納した家賃等の弁済に充てることができることを明確化する。

2 法定利率

住宅及び駐車場の明渡しに伴う金銭の利息に係る利率を「年5分の割合」から「法定利率」へ変更する。

3 その他

修繕費用の負担及び入居者の費用負担について、規定の整備をする。

(令和2年4月1日から施行)

議案第 3 1 号

東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(区画整理課)

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 30 年政令第 183 号。平成 30 年 6 月 6 日公布）により、土地区画整理法施行令の一部が改正されたことに伴い、清算金及び仮清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率について、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

○清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率

区分	改正後	改正前
分割徴収	換地処分の公告があった日の翌日における法定利率以内で市長が別に定める率	年 3 パーセント
分割交付	換地処分の公告があった日の翌日における法定利率	年 6 パーセント

※ 仮清算金については、清算金の規定を準用する。

(令和 2 年 4 月 1 日から施行)

議案第 3 2 号

豊橋市消防団条例の一部を改正する条例

(消防本部総務課)

消防団員の定員を改正するため、現行条例の一部を改正するもの

1 消防団員（基本団員及び機能別団員）の定員

改正後	改正前	増 減
1, 248 人	1, 259 人	▲ 11 人

2 機能別団員の増員

災害対応のみに従事する団員である機能別団員を 47 人から 51 人に増員する。

(令和 2 年 4 月 1 日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 3 3 号

市道の路線廃止について  
(石巻本町 1 1 5 号線以下 6 2 路線)

(土木管理課)

議案第 3 4 号

市道の路線認定について  
(石巻本町 5 1 1 号線以下 6 2 路線)

(土木管理課)

議案第35号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工事名 玉川小学校南校舎大規模改造工事(長寿命化)

2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造3階建

延べ床面積 2,250㎡(改修部分)

区分	室名
1階	校長室、職員室、保健室、コンピュータ室、放送室、印刷室、用務員室、更衣室(2)、倉庫(2)、配膳室、便所
2階	普通教室(3)、図工室、図工準備室、教材室、配膳室、便所
3階	普通教室(2)、児童会室、音楽室、音楽準備室、特活室、配膳室、便所

・内部改修 一式

・外部改修 一式

3 落札年月日 令和2年1月20日

4 契約価格 230,890,000円

(予定価格 231,033,000円)

落札率 99.9%

5 請負人 丸昇彦坂建設(株)

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)(応札2社)

議案第36号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工事名 谷川小学校北校舎大規模改造工事(長寿命化)

2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造2階建

延べ床面積 1,380㎡(改修部分)

区分	室名
1階	普通教室(4)、理科室、理科準備室、更衣室、倉庫、配膳室、便所
2階	普通教室(3)、音楽室、コンピュータ室、配膳室、便所

・内部改修 一式

・外部改修 一式

3 落札年月日 令和元年12月20日

4 契約価格 171,600,000円

(予定価格 176,077,000円)

落札率 97.5%

5 請負人 井口土建(株)

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)(応札2社)



議案第37号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工事名 豊南小学校北校舎大規模改造工事（長寿命化）  
 2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造一部補強コンクリートブロック造2階建  
 延べ床面積 1,456㎡（改修部分）

区分	室名
1階	普通教室（3）、校長室、職員室、保健室、放送室、印刷室、更衣室（2）、倉庫、便所（2）
2階	普通教室（4）、図書室、コンピュータ室、便所

- ・内部改修 一式
  - ・外部改修 一式
- 3 落札年月日 令和2年1月17日  
 4 契約価格 147,400,000円  
 （予定価格 153,010,000円）  
 落札率 96.3%  
 5 請負人 (株)豊田組  
 6 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）（応札2社）

議案第38号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工事名 飯村小学校北校舎大規模改造工事  
 2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造3階建  
 延べ床面積 2,200㎡（改修部分）

区分	室名
1階	普通教室、会議室、理科室、理科準備室、教材室、更衣室、配膳室、便所
2階	普通教室（3）、図工室、図工準備室、特活室、配膳室、便所
3階	普通教室（3）、音楽室、特活室、配膳室、便所

- ・内部改修 一式
  - ・外部改修 一式
- 3 落札年月日 令和2年1月27日  
 4 契約価格 257,400,000円  
 （予定価格 257,917,000円）  
 落札率 99.8%  
 5 請負人 (株)ニシ  
 6 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）（応札2社）

議案第39号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工 事 名 二川南小学校北校舎大規模改造工事

2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造4階建  
延べ床面積 3,347㎡(改修部分)

区分	室 名
1階	普通教室(4)、相談室、用務員室、休憩室(2)、湯沸室、倉庫、配膳室、便所
2階	普通教室(5)、コンピュータ室、放送室、録音室、事務処理室、更衣室、配膳室、便所
3階	普通教室(3)、図書室、図書準備室、家庭科室、図工準備室、配膳室、便所
4階	機械室、管理室、更衣室(2)、倉庫(2)、便所

- ・内部改修 一式
- ・外部改修 一式

3 落札年月日 令和2年1月20日

4 契約価格 379,500,000円  
(予定価格 380,567,000円)

落札率 99.7%

5 請負人 (株)オーテック

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)(応札3社)

議案第40号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工 事 名 本郷中学校北校舎大規模改造工事

2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造4階建  
延べ床面積 1,406㎡(改修部分)

区分	室 名
1階	普通教室(2)、通級指導教室、適応教室、保健室
2階	特活室(3)、教材室、更衣室
3階	普通教室(2)、図書室、特活室、教材室
4階	理科室(2)、理科準備室

- ・内部改修 一式
- ・外部改修 一式

3 落札年月日 令和2年1月27日

4 契約価格 170,500,000円  
(予定価格 173,382,000円)

落札率 98.3%

5 請負人 丸昇彦坂建設(株)

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)(応札2社)

議案第41号 包括外部監査契約の締結について

(行政課)

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和2年4月1日
- 3 契約の金額 11,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 氏名 世羅 徹(資格 公認会計士)

議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員のうち2人が任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考 定数 6人以内

任期 3年

任期満了となる委員

氏 名	年 齢	任期満了日	備 考
岩 瀬 省 三	70歳	令和2年3月26日	現在1期目
鈴 木 康 代	47歳	令和2年4月27日	現在1期目

[ 報 告 ]

報告第1号 専決処分の報告について

(契約検査課・河川課・公園緑地課・消防本部総務課・道路建設課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約等の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

1 工事請負契約

(1) ア 専決年月日 令和元年12月16日

イ 変更する議決 平成31年第49号議決

工事請負契約締結について（水路改良工事（産業拠点形成関連）30）

ウ 変更内容

契約価格	変更前	151,200,000円
	変更後	142,655,040円
	差引き	▲8,544,960円

・残土運搬距離の変更等のため

(2) ア 専決年月日 令和2年1月28日

イ 変更する議決 令和元年第43号議決

工事請負契約締結について（豊橋総合スポーツ公園諸施設築造工事4）

ウ 変更内容

契約価格	変更前	260,480,000円
	変更後	267,975,400円
	差引き	7,495,400円

・路床置換工を追加する変更等のため

- (3) ア 専決年月日 令和2年2月7日  
 イ 変更する議決 平成31年第50号議決  
 工事請負契約締結について（中消防署前芝出張所移転新築工事）

ウ 変更内容

契約価格	変更前	246,240,000円
	変更後	247,390,600円
	差引き	1,150,600円

- ・館名文字の仕様の変更等のため

2 工事委託協定

- (1) ア 専決年月日 令和2年2月13日  
 イ 変更する議決 平成30年第58号議決  
 工事委託協定締結について（小池11号踏切における交通安全施設整備事業に係る工事）

ウ 変更内容

委託金額	変更前	175,713,600円
	変更後	161,686,000円
	差引き	▲14,027,600円

- ・信号の仮設工の変更等のため

報告第2号 専決処分の報告について

(債権管理課・住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

1 市営住宅の家賃等の支払

専決年月日	令和元年12月27日
事件の概要	相手方1は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃、駐車場使用料及び修繕費用を滞納しているため、当該滞納家賃等の支払を求める訴えを豊橋簡易裁判所へ提起したものである。
	相手方2は、主債務者である相手方1が滞納した市営住宅の家賃等に係る保証債務の履行を求める訴えを豊橋簡易裁判所へ提起したものである。
専決処分時の滞納状況	滞納月数 11月分(家賃) 10月分(駐車場使用料)

2 市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日及び明渡しを求める市営住宅	1	令和2年1月24日 西部住宅
	2	令和2年1月30日 栄生住宅
	3	令和2年1月30日 東山住宅
事件の概要	1及び2の相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 3の相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用、賃貸借契約解除後の使用損害金及び滞納駐車場使用料の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。	
専決処分時の滞納状況	滞納月数 7月分～9月分(家賃) 8月分(駐車場使用料)	

報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和元年12月20日  
(2) 損害賠償の額 66,000円  
(3) 事故の概況 令和元年9月9日午前9時55分頃、豊橋市忠興二丁目地内において、本市職員（財務部資産税課）の運転する軽乗用自動車、敷地内から道路に出るため左折したところ、相手方所有のブロック塀に誤って接触し、損傷させたもの  
(豊橋市過失割合 100%)
  
- 2 (1) 専決年月日 令和元年12月24日  
(2) 損害賠償の額 242,000円  
(3) 事故の概況 令和元年9月3日午前10時25分頃、豊橋市石巻平野町字炭焼2番10地内の駐車場において、本市職員（環境部収集業務課）の運転するごみ収集車が停車中、サイドブレーキの引き不足により前進し、相手方所有のフェンスに衝突し、損傷させたもの  
(豊橋市過失割合 100%)
  
- 3 (1) 専決年月日 令和2年1月14日  
(2) 損害賠償の額 14,520円  
(3) 事故の概況 令和元年11月5日午後2時30分頃、豊橋市前芝町字西地内において、本市職員（環境部廃棄物対策課）の運転する小型貨物自動車が後退して駐車しようとしたところ、相手方所有の物置に誤って接触し、損傷させたもの  
(豊橋市過失割合 100%)

報告第4号 債権放棄の報告について

(債権管理課)

豊橋市債権管理条例第6条の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告するもの

1 債権の内訳及び放棄事由

所管課	債権の名称	人数(人)	金額(円)	放棄事由 (第6条該当号)
こども発達センター	診療収入	1	3,100	消滅時効完成(2号)
	計	1	3,100	
住宅課	住宅使用料	2	1,506,716	生活保護等(1号)
		1	7,380	消滅時効完成(2号)
		3	443,453	行方不明等(3号)
	使用損害金	2	1,283,892	生活保護等(1号)
	修繕料	6	514,010	行方不明等(3号)
	計	14	3,755,451	
医事課	入院収益	20	3,247,822	生活保護等(1号)
		7	191,130	消滅時効完成(2号)
		47	9,000,886	行方不明等(3号)
		3	435,540	破産等(4号)
	給食収益	21	244,020	生活保護等(1号)
		5	12,650	消滅時効完成(2号)
		36	627,600	行方不明等(3号)
		2	51,540	破産等(4号)
	外来収益	26	1,337,770	生活保護等(1号)
		50	395,190	消滅時効完成(2号)
		64	2,556,440	行方不明等(3号)
		3	94,770	破産等(4号)
	その他医業収益	10	35,350	生活保護等(1号)
		4	6,480	消滅時効完成(2号)
		16	57,370	行方不明等(3号)
		1	4,860	破産等(4号)
	その他医業外収益	1	79,880	行方不明等(3号)
	計	316	18,379,298	



営業課	水道料金	6	23,492	生活保護等(1号)
		176	827,344	消滅時効完成(2号)
		371	1,813,113	行方不明等(3号)
		6	64,985	破産等(4号)
	計	559	2,728,934	
保健給食課	学校給食費	1	159,855	生活保護等(1号)
		4	18,600	消滅時効完成(2号)
		2	43,580	行方不明等(3号)
		計	7	222,035
合計		897	25,088,818	

## 2 債権放棄日

令和元年12月24日